

平成16年1月13日

保護者各位

扶桑町立扶桑北中学校長
山田信夫

インフルエンザ罹患時の対応について

厳寒の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校教育活動に対しまして、格別のご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、インフルエンザが心配される時期となりました。本校でもかぜのため欠席する生徒が増えてきております。

インフルエンザの予防には、手洗いやうがいの励行が大切です。またかかったと思われるときには、早めに休養を取り、医師の診察を受け、早期回復に努めてください。

数年前からインフルエンザの予防接種は「予防接種法」の該当疾患から除外され、集団接種から任意接種に移行いたしました。

予防接種の取り扱いが変更される一方で、学校伝染病の疾患としては、そのまま残されています。感染力が強く集団発生しやすいためです。

インフルエンザと診断された場合には、風疹や水痘と同様に、次のような手続きをしていただくこととなりますので、ご協力ください。

- ◆ インフルエンザと診断されたら、すぐに学校に連絡してください。
- ◆ 医師の登校許可が出るまで、学校に登校できません。その間、生徒は「欠席」扱いではなく、「出席停止」扱いになります。
- ◆ 医師の登校許可が出たら、「証明書」を登校時にお持たせください。

【参考資料】

◆ インフルエンザの症状

急性、かつ高度の伝染性の病気で、短い潜伏期のあと、悪寒あるいはふるえを伴って発熱、不快感、背部・四肢あるいは肩の痛み、疲労感、衰弱感をもって、急激に発病するのが特徴である。熱は1～6日続き、38度から39度またはそれ以上に及ぶ。

合併症がなければ一週間で治る。（『伝染病予防必携』より）